呉市立三坂地小学校　生徒指導規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規定は，呉市立三坂地小学校の教育目標を達成するためのものであり，子どもたちの健やかな成長を願い，義務教育９年間の見通しを持った指導について，共通認識，実践を図るためのものである。

子どもたちが自主的，自立的に学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第２章　学校生活に関すること

（登下校など）

第２条　登下校については，自宅を出て，自宅に帰るまでを教育活動と捉える。

（１）決められた通学路を通って登下校する。

（２）８時１５分までに登校し席に着いておく。

（３）教室の鍵は，７時４０分に貸し出す。

（４）欠席，遅刻，早退の場合，８時までに保護者が欠席や遅刻の理由を学校に連絡する。

（５）登校したら原則校外には出ない。

（６）帰宅時間は次のように定める

・午後４時３０分までに学校を出る。

・午後５時までに帰宅する。

（服装など）

第３条　学校内外において，学習活動に適した服装を原則とする。

TPO（時，場所，場合）に応じた服装等ができるようにする。

（１）清潔で勉強や運動に適したものを着用する。

・華美な装飾のある服装，ひも等の装飾が物に引っかかったりする危険性のある服装はしない。

・名札を左胸に付ける。

・冬季のマフラー，手袋等は登下校時のみの使用とする。ジャンバーやウィンドブレーカー等は教室内では着用しない。

（２）体操服は，男女とも学校指定のものとする。

（白長袖シャツ，半袖シャツ，ハーフパンツ，赤白帽）

・登下校は運動靴とし，体育授業に使用できる機能性のあるものとする。

（調整のできるひもぐつが望ましい。）

（３）水着は紺または黒を基調としたスクール水着とする。

・水泳帽は学年指定色のものとする。

・ゴーグル等については許可制とする。

（髪型）

第４条　頭髪は常に清潔にし，学習や運動に適した小学生らしい髪型とする。

（１）体育や給食の帽子がかぶれないような髪型にはしない。体育の授業等運動するときには，長い髪は必ず安全な髪留めかゴムでとめる。

（２）染色，脱色，パーマ等，髪に手を加えないようにし，整髪料は使用しない。

（３）眉毛を意図的に細くしない。

（化粧・装飾）

第５条次のことは禁止する。

（１）ピアス，ネックレス，ブレスレット等の装身具の着用。体育授業の時は，金属製のものやミサンガ等の指に引っかかる危険性のあるものの着用。

（持ち物）

第６条原則，学習に必要なもの以外は不要物と見なし，持ち込みを禁止する。持ち込みがあった場合は学校が預かる。

（１）持ってきてはいけないもの

（携帯電話・菓子類・刃物・マンガ類・化粧品・たばこ・ゲーム機・
トランプカード類等）

（２）携帯電話は，特別な事情がある場合，許可申請を行い，協議の上許可する。詳しくは「携帯電話校内持ち込みについての取り扱い指針」による。

（３）学習に関する持ち物は，学年の発達段階や学習内容に合わせ，教務部，学年部が示す「学習のきまり」に則る。

第３章　校外生活に関すること

（外出）
第７条校外での生活の心得については，次のことを指導する。
（１）外出（遊びに出る）の場合は，行き先，帰宅時間を家族に伝える。
（２）児童のみの校区外への外出，夜間外出，また無断外泊は禁止する。
・高学年（４～６年）については学習活動のための呉市広公民館，
呉市広図書館，呉市営温水プールは，保護者の責任のもと許可する。
・カラオケボックス，ゲームセンター，ボーリング場，飲食店，大型スーパー
等へ行く場合は保護者同伴とする。
（３）海や池等，危険な場所へは子どもだけで絶対に行かない。立ち入り禁止箇所に立ち入らない。
（４）危険な場所，公共施設内等で遊ばない。
（道路，線路付近　・駐車場　・公民館等の公共施設等）
（５）エアガン等の有害玩具は購入しない。また使用しない。
（６）道路交通法に違反しない。特に自転車等の乗り物については保護者の責任のもと乗るようにする。
（７）不審者に対しては，安全のための未然防止をしっかりと行う。
・通学路の安全確認の徹底。
・危険な場所へは立ち入らない。
・事件に遭わないための行動の仕方や，事件に遭遇したときの行動の仕方の
指導。

第４章　特別な指導に関すること

「社会で許されないことは，学校でも許されない」との認識に立ち，校内及び校外で問題行動を起こした場合，しっかり反省を促し，よりよい学校生活が送れるように指導をする。
（問題行動への特別な指導）
第８条次の問題行動を起こした児童に対して，教育上必要と認められる場合，特別な指導を行う。
（１）法令・法規に違反する行為
・万引き　・威圧，強要行為　・建造物への不法侵入　・器物損壊
・飲酒，喫煙　・その他，法令・法規に違反する行為
（２）学校の規則等に違反する行為
・いじめに関係している場合　・暴力行為　・不要物の持ち込み
・指導に従わないなどの指導無視，暴言
・授業妨害など，授業態度に問題がある場合
・服装規程違反など指導しても違反を繰り返す場合
・その他，学校が教育上指導を必要と判断した行為

（特別な指導）
第９条特別な指導では，説諭，反省文を書かせるなど，発達段階に応じた反省指導を行う。
（１）特別な指導は必ず複数の教員で行い，時系列での記録をとる。
（２）特別な指導では，児童への反省指導をふまえ保護者との面談を行う。この場合，必要に応じて生徒指導主事，管理職も指導にはいる。
（３）特別な指導は，学校体制として取り組み，事実の確認，反省，再発防止のための具体的な約束や取り組みを行う。
（４）第８条（１）（２）を繰り返す場合，教育委員会，警察，こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。
（５）この規程については，年度初めに全児童に配布，確認している。また，保護者に対しては，PTA 総会を通して，周知・徹底をするようにしている。
（規程の周知）
第10条児童に対しては，この規程をふまえて別に作成する「三坂地っ子のきまり」を用い指導の徹底を図る。

保護者に対しては，入学説明会，懇談会などで直接説明を行い，ホームページで公開して周知を図る。また必要に応じて家庭訪問を行う。

（規程の施行）
この規程は平成２４年４月１日より施行する。